

区分：Ⅲ

号機	—	
件名	発電所構内（屋外）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>2016年4月20日午後11時40分頃、屋外の特定重大事故等対処施設に関する工事用エレベータの設置作業に従事していた協力企業作業員2名が、クレーンによるエレベータ部材の設置作業をしていた際に、工事用部材を吊るための金具（5cm×18cm：重さ約1kg）が外れ、協力企業作業員の左手に当たり負傷しました。</p> <p>当日は病院へは行かず、様子を見ることとしていましたが、本日になっても痛みが引かないため病院で診察を受けております。</p> <div data-bbox="584 981 1123 1361" data-label="Image"> </div> <p>工事用部材を仮止めしていた金具</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院における診察の結果、作業員のうち1名は左小指基節骨開放骨折と診断されました。なお、もう1名の作業員については、左前腕打撲と診断され、治療は行っておりません。</p> <p>今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p>	